



WINPEC Working Paper Series No. J2602
June 2026

F. A. ハイエク の政治学——
経済学方法論から「立法者の科学」へ

石井 元基

現代政治経済研究所
(Waseda INstitute of Political EConomy)

早稲田大学

要旨

本稿は、F・A・ハイエクが晩年に展開した議会改革の構想を、彼の経済思想からの発展的な帰結として位置づけることを目的としている。立法院と行政院を区別するハイエクの二院制設置案は、その一見設計主義的な様相も一因となり、彼の思想体系全体においてしばしば曖昧な位置づけに置かれてきた。しかし本稿では、ハイエクの議会改革が経済政策を特定の問題への対応としての「便宜」ではなく、社会科学の一貫した「原理」に依拠させようとする試みであり、それが1930年代のハイエクの経済学方法論から一貫していたことを示す。このような「原理」と「便宜」の区別自体は、ヒュームやスミスに代表されるスコットランド啓蒙主義の伝統に遡ることができ、1930年代のハイエクも彼らと問題意識を共有していた。一方で、ハイエクは、自由主義が普及する条件として、自由主義のユートピアをあらかじめ明確に提示する必要性を強調したが、生涯を通じて「原理」と「便宜」の問題について考察を続けたものの、当初は、「原理」に基づいた政策を可能にするようなユートピア的な制度的枠組みを提示することができなかった。ハイエクによれば、ヒュームやスミスにも同様の限界に直面していた。ハイエクが自身の「二院制理論」をそのようなユートピア像として提示できたのは、1970年代に入ってからであり、その意味で、ハイエクの議会改革論は、ヒュームやスミスに見られる「立法者の科学」の集大成として理解することができる。

キーワード：ハイエク，議会改革論，ヒューム，アダム・スミス，立法者の科学

JELコード：B31, B12, B41

* 本稿は、第81回経済思想研究会（2025年12月13日，東北大学）および経済学史学会第90回大会（2026年5月29日・30日，甲南大学）における報告に基づくものであり、現在『経済学史研究』に投稿中である。両報告に際し、討論者を務めていただいた太田寿明氏、酒井弘格氏からは貴重なコメントを賜った。ここに記して感謝申し上げる。もとより、本稿に残る誤謬がすべて筆者の責に帰することは言うまでもない。

** 早稲田大学大学院経済学研究科博士後期課程。連絡先：ishimotonori@akane.waseda.jp

I はじめに

本稿は、F. A. ハイエク (Friedrich August von Hayek, 1899–1992) が晩年に展開した議会改革論を彼の経済思想の発展的帰結として位置づけることを目的とする。これにより、ハイエクの経済思想、法哲学、政治哲学を「原理」と「便宜」の区別を軸に一貫したものとして理解することが可能となる。ハイエクの議会改革論とは、『法と立法と自由』(1973–1979, 以下 LLL) 第3巻における二院制設置案、すなわち特定の利害関係に左右されない一般原理を扱う上院としての「立法院 (legislative assembly)」と行政領域を扱う下院としての「行政院 (governmental assembly)」の設置という権力分立案を指す。各議院は、自生的秩序 (コスモス) における法としてのノモスと組織 (タクシス) における規則としてのテシスをそれぞれ担うとされる (Hayek [1979]2021, chap. 17)。

ハイエクが生きた20世紀後半という時代は、民主主義を通じて、労働組合をはじめとする種々の利害団体によって立法府がコントロールされる状況にあった。そのため、政治家はそうした利害団体からの支持を獲得するために、その要求の実現に尽くさざるを得ず、結果として、立法府の権限は無制限に拡張していった。こうした権力の拡張は、社会的正義の名の下に正当化され、個人の自由の領域が縮小するという副作用を伴うものであった。ハイエクはこうした潮流に抗する形で権力分立を目的とする議会改革論を提案した。

しかし、このような議会改革論は、ハイエク思想体系において極めて異質な存在に見える。というのは、政治体制の人為的設計という点でそれは、彼自身が批判した設計主義的合理主義に一見すると該当するように思われるからだ。さらに、先行研究においては、こうした議会改革論がハイエクが構想する自由社会という目的に資する手段として有効でないという批判が多くなされている。例えば、J. シャーマーは、ハイエクが政府に最小限度にとどまらない役割を与えている以上、彼が想定した利害関係から独立した議会運営は不可能であり、ルール の 制定 に関して利害関係者間における対立が避けられないと主張する (Shearmur 1996, 104–105)。また、J-W. ミュラーによれば、ハイエクの立憲モデルが主権概念の否定という形をとるため、国民はルール の 制定 についての信託を全て立法院にゆだねなければならない、それへの対抗手段を持ちえない。加えて、ハイエクの知識論においては、中央当局は社会に分散する知識を集約することが不可能であるという前提から出発する一方で、立法院においてはそれが可能であるという矛盾した議論を展開しているという (Müller 2015, 274–278)。

こうした批判は、もっともらしく思われるが、議会改革論を実際的な運用の次元で論じている点でその本質を捉えられていない。というのは、ハイエクの政治学の特質は、その実現可能性を問うものでなく、同時代の知識人たちに自由社会のユートピアを示すことにあるからである。つまり、ハイエクの政治学は太子堂正称が指摘するように、ハイエクにおける「立法者の科学 (science of a legislator)」であった (太子堂 2005)。実際、K. ホーコンセンによれば、「立法者の科学」とは、アダム・スミスが『道徳感情論』(1759, 以下

TMS)において述べる「政策と法の完璧さというある種の一般的であり、かつ体系的でさえあるような考えは、間違いなく政治家の思想の指針のために必要であろう」(TMS, VI. ii. 2. 18/訳 431) という発想に基づいている (Haakonssen 1981, 92/訳 147)¹⁾。

一方で、こうしたハイエクの議会改革論は 1960 年代以降に現れたものである²⁾が、ハイエクの「立法者の科学」という視座は 1930 年代という初期の段階から 1970 年代の LLL に至るまで一貫して存在している。実際、1933 年の LSE の教授就任講演においてハイエクは経済政策が社会科学理論に基づく「原理」から導出されなければならないことを強調し、現実的な社会問題の解決に重点を置き、理論を軽視する「便宜」の立場を明確に批判している。もちろん、このことは「原理」の立場が政策について無関心であることを意味しない。むしろ、ハイエクによれば、「便宜」の立場が掲げる目的(貧困問題の解決や社会的繁栄の実現等)が保護主義的政策では達成できず、「原理」に基づく自由主義理論から導出される政策によってのみ実現しようということである。一方で、社会状況は常に変化を被るものであるため、自由主義的政策は不変のものではなく、「立法者」が「原理」に立ち返ることによって不断の修正がなされることが求められ (cf. Hayek [1947]1948), それに基づいて、市場社会を制度的に成立させる法的枠組みや政府による活動の範囲が規定される。以上を踏まえると、ハイエク議会改革論は、彼の経済思想とともにハイエクの「立法者の科学」に包含されるといえる。

そもそも、こうした「原理」と「便宜」の二分法自体は、D. ヒュームとアダム・スミスの「立法者の科学」を構成するものでもある。彼らの関心も、政治が一般原理に基づいてなされることであり、『政治論集』(1752)や『国富論』(1776, 以下 WN)に結実する彼らの社会科学理論は「立法者」が準拠すべき「原理」の体系として構想されたものであった。そして、ハイエクもまたヒューム、スミスと同様に正しい経済学に基づいて経済政策が施行されなければならないことを強調したのであり、その意味でハイエクの議会改革論はヒューム、スミスによる「立法者の科学」の現代版として位置づけられる必要がある。

以上の点が明らかになることにより、ハイエクの議会改革論の意義が「立法者」によって構成される議院の設置を目指したものであり、それは彼のイギリス古典的自由主義の再興としての自由主義の思想的到達点であったということが明らかとなる。実際、ハイエクは自らの自由主義を「旧ホイッグ」あるいは「バーク的ホイッグ」と呼称したが、それはハイエクが E・バークをフランス革命以降、ホイッグ党が「便宜」の立場へ急速に傾斜していく中で「原理」の立場を擁護し続けたイギリス議会における最後の「立法者」とみなしたためにほかならなかった。

¹⁾ 以下、訳文は必ずしも訳書に従っていない。

²⁾ 上村 (2023) は、ハイエクの議会改革論の淵源には 1950 年代においてハイエク自身を取り組んだ J・S・ミル研究が存在したと指摘する。

II 「原理」／「便宜」の二分法と経済学

1 ハイエクが擁護する「原理」とは

本稿の問題に取り組むためには、まず「原理」と「便宜」が何を意味するのかを明らかにする必要がある³⁾。この点について、ハイエクは、LLL において、「自由は原理に従うことによってのみ維持可能なものであり、便宜に従うことによって破壊される」(Hayek [1973a]2021, 81／訳 (I) 75) と述べるが、ここでは「原理」について明確な定義を与えていない。自由を支える「原理は、憲法上の文書において完全に明文化されたことは一度もな」く、世論 (public opinion)⁴⁾ を支配する「曖昧かつ漠然と知覚されてきた原理」が強制力の行使を制限することによってのみ自由な社会は存在し得たということがハイエクの認識である (Hayek [1973a]2021, 79／訳 (I) 73)。

一方で「便宜」とは「個々のメリットと思われるものだけに基づいてそれぞれの問題を決断する」ことである。自由の価値は、予見も予測も不可能な行為に対して自由が与える機会に存在するが、便宜の立場は人間の行為を全て予見可能性に従属させるために、予見不可能性に基づく自由な行為の阻害によって生じる損害を考慮に入れることができない。それゆえ、便宜主義の立場は自由よりも強制を支持することになってしまう (Hayek [1973a]2021, 81-82／訳 (I) 75-76)。

翻って、自由社会を支える「原理」について言えば、例えば「私有財産」等を挙げることは可能であるが、それを明示的に定義し尽くすことはできない。「原理」から導かれる人間の行為に関する抽象的・一般的ルールは、M. ポランニーが述べるような暗黙知として人々によって「理解」されるものであり、それを行為に先立って言語的に完全に説明し尽くすことは不可能である。ハイエクによれば、人間には、幼児期の段階から厳密な文法法則を説明する能力を持たないにもかかわらず、それを完全に使いこなすことを可能とする「言語感覚」に類比される抽象的・一般的ルールの「理解」を可能とする「正義感覚」が備わっているという。実際、ハイエクは『感覚秩序』(1952)において展開した自らの理

³⁾ 「原理」と「便宜」という二分法が明確に打ち出されたのは、LLL においてであるが、両者の区別自体は、自由主義を可能にする「原理」と自由主義を破壊する「計画」という形で初期の段階から一貫して存在していたものであり、本稿ではハイエクの時期を問わず、この二分法を用いる。

⁴⁾ ハイエクが「世論 (public opinion)」, あるいは「意見 (opinion)」という概念を用いる場合、それはヒュームがエッセイ「ブリテンの政体は絶対君主政に傾いているのか、それとも共和政に傾いているのか」において述べた「人々は利害によって支配されるに違いないが、利害そのものさえ、また人間に関するあらゆる事柄は、意見によって完全に支配されている」(Hume [1777]1987, 51／訳 42) という主張に基づく (Hayek [1973a]2021, 121n／訳 212, 強調は原文)。

論心理学の議論を援用することにより、人間は言語的認識に先立つ神経現象として行為に関する抽象的・一般的ルールを理解していることを明らかにした⁵⁾。

ハイエクは、こうした「原理」の発見や明文化に際して、裁判官、特にコモン・ローの判事が歴史的に果たしてきた役割を重視する。マンスフィールド卿によれば、コモン・ローは「特定の事例ではなく、一般原理によって構成される。そして、こうした一般原理はこれらの特定の事例によって例証され、説明される」。ハイエクは、コモン・ローについてこの定義を採用した上で (Hayek [1973a]2021, 114/訳 (I) 113), 次のように述べる。

判事の職務は、紛争当事者に何が彼らの期待を導くべきだったかを告げることにある。それは、誰かがあらかじめ彼らにこれがルールだと教えたからではなく、これが彼らが知らなければならなかった確立された慣習だからである。……判事の決定の指針にならなければならないものは、社会全体がある特定の時期に要求するものに関する知識ではなく、現存の社会秩序が依拠する一般原理によって要求されるものだけである。／コモン・ローの判事は、自らの指針となる判例において、本質的な要素と偶発的な要素とを区別するために絶えずルールを明確に定義する必要に迫られているが、そのことが、……一般原則を見出す能力を育んでいるようだ。既成の一般化が与えられない場合、抽象概念を構築する能力は維持されるようであるが、言葉による定型表現を機械的に用いることは、その能力を損なう傾向にある。コモン・ローの判事は、言葉が常に先任者たちが明文化しようと努めてきたものの不完全な表現に過ぎないということをはっきりと意識しなければならない。(Hayek [1973a]2021, 115-116/訳 (I) 114-115)

一方で、「原理」から導かれる行為ルールの明文化としての「法」の制定については、立法府の役割が重要であるとハイエクは指摘する。その理由は、主として、判例によって発展してきた法が全て望ましい方向に進むとは限らない点、漸進的な司法過程に依拠しては、社会的変化に対して迅速に法を適応させることができないという点、という 2 点であるが、経済学者ハイエクにとっては特に後者の理由が重要となる。ハイエクによれば、特定のルールを直ちに変更すべき必要性が存在する場合、その原因のうち最大のものはそのルールの発展が特定の階級の利益を反映したものであったことによる。実際、「主人と召使、地主と小作人、債権者と債務者、最近では組織企業とその顧客との間の関係に関する法のような分野では、当事者の一方の見解とその特定の利害関係によって、主として、ルールが形成されてきたことは疑いがない」が、こうしたルールの改訂は関連する全ての判例法の改訂も伴うものであり、これは「現存する前例に照らした特定の事件の判決」に基づく改訂という司法が有する権限を超越するものである (Hayek [1973a]2021, 116-118/訳 (I)

⁵⁾ この点に関する詳細については、嶋津 (1985)、吉野 (2014)、石井 (2024a) を参照。

115-117)。

ここでハイエクが挙げている個人間の関係性は、市場体制に基づく経済的関係である。換言すれば、ハイエクは経済的な行為ルールに関して司法機関が適切な立法能力を有していないと判断しているのである。その理由として、ハイエクは、法の展開を支配していた「特定の階級の構成員が有する伝統的見解が彼らをしてより一般的な正義の要件に適合し得ないものを正義に適うとみなさせた」と指摘している (Hayek [1973a]2021, 118/訳 (I) 117)。さらに言えば、ハイエクの元来の主張は、文明の発展をもたらす経済的な人間行為が伝統的な行為ルールと歴史的に対立してきたということであった。だからこそ、ハイエクにおいては、法律家は経済的発展をもたらす行為ルールの妥当性を判断する能力がないということになり、経済領域の行為ルールについては、非司法機関としての立法機関が担うべきという結論が導き出されることになる。実際、ハイエクは「原理」に基づいた立法を担う「立法院」の役割について次のように述べている。

強制可能なあらゆる行為ルールは、立法院の承認を得なければならない……。〔立法院の〕任務には、課税の原理のみならず、一般的利益のために強制され、一般的ルール形で表明されなければならない生産規制や建築規制を含む安全や健康のあらゆる規制も包含される。そこには、安全立法と呼ばれてきたものだけでなく、機能する競争的市場や……会社法のための適切な枠組みを築き上げるといったあらゆる困難な問題も見られる。(Hayek [1979]2021, 471/訳 (III) 161)

もちろん、ハイエクは「立法院」の役割が経済領域に限定されると主張しているわけではない。ここで重要な点は「法の発展を導く諸原理や前概念が一部は法以外の分野に由来している」ということであり、そうした領域における社会的展開の望ましさは法学以外に求められなければならない。ここに法律家の限界が存在する (Hayek [1973a]2021, 93/訳 (I) 91)。ハイエクは経済学者であるがゆえに、この点に関する論証を経済学的観点から試みた上で、経済領域に限定して「立法院」の必要性を明らかにしようとした。

2 「原理」としての経済学と「便宜」としての経済学

ハイエクによれば、現代における法は、諸個人の自由を保障する抽象的・一般的ルールとしてのノモスから政府という組織のルールとしてのテシスへと転じてしまったが、その原因は誤った経済学を法律家が信じ込んでしまったことによるところが大きい。ハイエクによれば、19世紀から20世紀にかけて、法の性格がこのような変化を遂げた理由として法律家は「現代世界の複雑性の増大が作り出した『計画』の必要性」の高まりを挙げる。こうした法律家の認識の基礎をなすのが「『初期資本主義』または『自由主義』は労働者階級の物質的水準の低下を惹起した」という神話である。この神話自体は、完全な誤謬であるが、法律家たちが「便宜」主義的手段に訴えることの正当化に用いられ、誤った経済

学が流布する契機となった (Hayek [1973a]2021, 91-93/訳 (I) 88-91) ⁶⁾。こうした状況を慨嘆し、ハイエクは「経済学のみが立法の指針となるべき原理を提供すべきと言うつもりはない」が、「経済的な概念が不可避的に有する影響を踏まえれば、そうした影響は、今日法的思考を支配していると思われる経済発展についての神話や寓話の集積ではなく、良き経済学から出てくることを望むものである」と述べている (Hayek [1973a]2021, 93/訳 91)。先述のように、ハイエクは立法の領域を経済領域に限定しているわけではないが、ここでは経済学が立法の指針としての「原理」を与えるべきものと認識されていることは明らかである。

実際、こうした認識は既に 1929 年という最初期の段階において存在している。

〔ゴッセンによる〕「個人の財産と行為の自由をあらゆる制約から保護する必要性」についての議論は……極めて自由主義的なプログラムから構成されており、次の文章がまさにその真骨頂である。「存在するあらゆるものは、その存在を持続させる手段を自らで生み出さなければならない。さもなければ、それは存在に値しない」。ゴッセンはこの原理を教会、芸術、科学にも適用しようとした。この節は、……全ての限界効用理論の代表者たちが受けてきた非難の特質を示している。すなわち、限界効用理論の代表者たちは、特定の経済政策のプログラムの必然性を理論的発見から導出することを試みてきたのだ。(Hayek [1929a]1991, 367-368)

このように、ハイエクは、初期の段階から経済学を政策の指針を形成する「原理」の淵源とみなしていた。この背後には、ハイエクが貧困問題の解決や社会的繁栄の実現といった経済学が解決すべき社会問題は、事実の問題であり、科学的知見に基づく「原理」から導かれた経済政策を通じてのみ解決可能だという認識があった。実際、ハイエクは 1933 年の LSE の教授就任講演に際して、古典派経済学が科学的知見から導出された自由貿易や市場に対する政府の干渉に対する反対という結論がこうした目的に寄与してきたことを指摘する (Hayek [1933]1991, 20/訳 8-9 頁)。しかし、古典派経済学の導出する結論があまりにも人々の直感に反するものであり、社会問題の研究に科学的方法が適用されることが嫌悪された結果、経済学における一般理論の存在を批判し、記述的・干渉主義的方法を採用するドイツ歴史学派が支持を集め、古典派経済学は凋落したのである (Hayek [1933]1991, 21-22/訳 9-11)。爾来、経済学においては、計画を支持する「便宜」としての経済学が勢力を強めていくことになったが、その主たる要因は私たちが市場システムについて十分に

⁶⁾ ハイエクによれば、「誤った経済学」が流布した原因は、経済史研究が社会主義における歴史哲学と密接にかかわっていたことによる。「誤った経済学」の具体例として、ハイエクは、K. マルクス、F. エンゲルス、W. ゾンバルト、ウェッブ夫妻、ドイツ歴史学派、制度学派を挙げている (Hayek [1954]1967, 211-12/訳 175-176)。

理解していないために、「指揮を執る意志なきところ、混沌しか存在し得ず、それゆえ意図的な計画は必然的に現状の改善を意味するという確信」の流布であった (Hayek [1933]1991, 32/訳 22)。

III 「原理」の擁護者としての「立法者」

1 「原理」の立場の先駆者としてのヒュームとスミス

ハイエクによるこうした「原理」と「便宜」の二分法自体は、ヒュームやアダム・スミスにおいても既に存在している。ハイエクは、LSE 教授就任講演に際して「ヒュームとスミスの時代以来の経済現象を理解しようとする全ての試み——すなわち、あらゆる理論的分析——の結果は、社会における個々人の努力の調整が意図的な計画の産物ではなく、誰も望みもせず、理解もしない手段によって……生じたということを示すということであった」と述べており、1930年代という初期の段階から「原理」の立場の先駆者としてのヒュームとスミスに着目している (Hayek [1933]1991, 26/訳 15)。

理論経済学者としての初期ハイエクの研究関心は主に貨幣理論と資本理論に向けられているが、その前提としてハイエクは詳細な学説史整理を行っており、特に貨幣理論の文脈において、ヒュームを高く評価している。例えば、ハイエクは、LSE の教授就任に先立って行った集中講義において、ヒュームが『政治論集』の中で「インダストリーにとって金銀量の増加が好ましいのは、貨幣の獲得と物価の上昇との間の合間ないし中間的状况においてだけである」(Hume [1777]1987, 286/訳 233-234) というカンティロン効果について述べた文章を引用し、「古典派にとっては、こうした方向での推論は改善の余地がないと思われた。ヒュームはしばしば引用される一方、彼の接近方法は一世紀以上もの間拡充されることはなかった」(Hayek 1935, 9/訳 147) と指摘している。こうしたヒュームの貨幣論の重要文献として、ハイエクは通説的に『政治論集』所収の「貨幣について」、「利子について」、「貿易差額について」の3つのエッセイを挙げている (Hayek [1929b]1991, 151)。

一方で、ヒュームによれば、『政治論集』所収の経済学に関する論考は決して独立のものではなく、いずれも「商業について」において述べられている方法論に基づく⁷⁾。

私は、続く商業、貨幣、利子、貿易差額等についての論考に移る前に、この序論が必

⁷⁾ 「商業について」については、ハイエクは直接引用しているわけではないが、初期ハイエクのヒューム理解に関しては、Bonar (1922, 106ff)によるところが小さくないと思われる。実際、LSE の教授就任講演に際しての司会は J・ボナーが務めており、ハイエク自身も講演中に Bonar (1922)への参照を指示している (Hayek [1933]1991, 17n, 21-22/訳 10)。その点を踏まえれば、「商業について」において展開されるヒュームの社会科学方法論についてハイエクは十分に理解していたと考えられる。

要だと考えた。以下の論考では、おそらく、馴染みがなく、そのような俗流的な主題にとっては、あまりにも洗練され、精妙過ぎると思われるいくつかの原理が登場することになる。誤りであれば、退ければよい。だが、単にそうした原理が一般的な道筋から外れているという理由だけで偏見を抱かれるべきではない。(Hume [1777]1987, 255/訳 211, 強調は原文)

ヒュームの最終的な目標は、「事物の一般的成り行き」において一貫する「一般原理」を考察することにあった。もちろん、「一般原理」が特定の事例に妥当しないということもあり得るが、そのことは、直ちに「一般原理」が棄却されることを意味しない (Hume [1777]1987, 254/訳 211)。ハイエクもまた、経済学者の役割とは「基本的な結論を組み合わせ、その含意を追求することにより、よく知られた要素から経済システムの作用を一つの総体として再現することを試みる観念的モデルを徐々に構築していく」ことにあり、「日常的経験から知られている事実ないし統計的あるいは歴史的研究によって骨を折って収集した事実を基礎に用いるか否かによって、この一層進んだ課題の重要性和困難さは変わらない」と主張する。ハイエクによれば、「経済理論は一般に知られている事実からの常識的な推論からのみ成り立っている」が、それ自体、直ちに明晰に分かるものではなく、学説史理解がなければ、経済学者でない人にとって理解することが困難である。事実、「経済学者が事物の間に一般人には見えない相互関係が存在することを仄めかせば、その人は傷つけられたと感じ」てしまい、「性急に出された素人考えの結論に同意しない」経済学者が謝罪を求められるのである (Hayek [1933]1991, 25-26/訳 14)。つまり、ハイエクはヒュームと同様に、経済学が導出する「原理」が人々の日常感覚から乖離し、特定の場合にその「原理」が当てはまらないように見えたとしても、それをもって経済理論が誤っているとはいえないという立場をとる。

ヒュームの経済学は、現実の理論的な説明にとどまらない。「商業について」におけるヒュームの意図は、「実際に政府の事業に携わる『真の政治家 (real politicians)』とは異なる別個の存在として考えられるヒューム自身が『思弁的政治家 (speculative politicians)』と呼ぶ者」への対応であった (Harris 2015, 269)。ヒュームにおいては、「真の政治家」の役割は、「哲学者 (philosophers)」と同様に、「一般原理」を探究することである。すなわち、「真の政治家」は「彼らの目的たるべき公益 (public good) が無数の原因の一致に依存する国家による国内統治において」各々の原因を解明し、それを結びつける「一般原理」に従う政治家でなければならない。これにより、「真の政治家」は公益に奉仕する存在となる一方で、「思弁的政治家」は国内の政治を「対外政策の場合と同様に扱い、偶然や機会、少数の人々の気まぐれに左右」させる。つまり、「思弁的政治家」は「一般的推論 (general reasoning)」ではなく、「個別的熟慮 (particular deliberations)」に基づいて政策判断を行うために、公益を危うくするのである (Hume [1777]1987, 254-255/訳 211)。

ここでのヒュームの議論は明確に重商主義に向けられた批判である。ヒュームによれば、

国家は「自由で非常に尚武の精神に富んだ人々の間における貿易と製造業が存在しな」ければ、衰退するという「原理」に従うゆえ、保護貿易と産業政策を中心とする重商主義は国家の発展を妨げる。というのは、「事物の最も自然な成り行きに従えば、勤勉 (industry) と技芸(arts)と貿易は、臣民の幸福のみならず、主権者の力も増大させるが、政策が暴力的であるということは、個人の貧困によって国家を肥大化させること」だからである (Hume [1777]1987, 260/訳 214)。

以上のようなヒュームによる「真の政治家」と「思弁的政治家」との対比は、スミスによる「立法者 (legislators)」と「政治家あるいは政治屋 (statesmen or politicians)」との対比に軌を一にする。スミスにおける「政治家あるいは政治屋」は時々刻々と変化する状況に惑わされ、「一般原理」という視点から自由貿易の利点を理解することができず、輸出奨励金や高関税といった重商主義政策を支持してしまう。これに対して、「立法者」は「同一不変の一般原理」に従うことによって長期的な公益に資する政策判断を下すことが可能なのである (WN. IV. ii. 39/訳 (II) 142)。

この点、スミスの弟子であるJ・ミラーは、スミスにおける道徳哲学体系の他の領域と異なり、スミスの経済学が「正義の原理ではなく、便宜の原理に基づいて、一国の富、権力、繁栄を増大させるよう計算された政治的諸規則」及び「商業、財政、教会、軍隊の編制に関する政治的制度」を考察するものであったと述懐している (Stewart [1793]1980, I, 20/訳 11-12, 強調は原文)。そのため、スミスの経済学を単純に「原理」の立場として捉えることの妥当性が問題となるように思われるが、渡辺恵一が指摘するように、ここでのミラーの叙述は『法学講義』第一部の「正義 (justice)」論と『国富論』として結実する第二部の「内政 (police)」論が異なる原理に依拠しているという点を明確にしたにとどまり、さらに言えば後者もまた広義の正義の一部である以上、「便宜の原理」に基づいた政策もまた「正義の原理」からの逸脱は許されない。実際、「便宜の原理」とは、「公共の利益」の実現に資する政策の原理を指している (渡辺 2008, 232-36)。すなわち、「便宜の原理」における「便宜」とは、ハイエクが批判するような、個別的な問題に応じて一般的原理を犠牲にしながら政策を変更する意味での便宜主義ではない。むしろそれは、スミスの法学体系において、正義を前提としつつも、正義そのものとは区別される統治領域、すなわち「内政・歳入・軍備、その他、法の対象となるもの」(TMS. Advertisement; VII. iv. 37)を扱う「原理」である。

2 ハイエクと「立法者の科学」

先述のように、ハイエクは「原理」の立場が衰退し、「便宜」の立場が現代社会において猖獗を極めていく理由を法律家と経済学者が没交渉である点に求めていたが、その背景には経済学と法学をはじめとした社会科学の各分野における専門化がある。ヒュームとスミスにおける「立法者の科学」は、法学と経済学を土台とする政治学であり、それゆえ、ハイエクは自由主義を可能にした「立法者の科学」を打ち立てたヒュームとスミスを高く

評価した。

適切な社会秩序という問題は、今日、経済学、法学、政治学、社会学、倫理学という多様な角度から研究されているが、この問題は一つの総体として接近しない限り、うまく解決できない問題である。……／経済学と法学という、これらの分野における最古の二つの分野の専門化以上に致命的な影響が明白なところはない。自由主義的立憲主義の基本概念について我々が負うところが大きいモンテスキューをはじめ、デイヴィッド・ヒュームやアダム・スミスのような 18 世紀の思想家たちは、彼らの一部が「立法の科学 (science of legislation) ⁸⁾」と呼んだものに、あるいはこの用語の最も広い意味における政策の原理に、依然こだわっていた。本書 [LLL] の主要なテーマの一つは、法律家が研究する正当な行為ルールが法律家がほとんど理解していない性格を持つある種の秩序に資するということである。また、対して経済学者もまた同様に、自らが研究する秩序が依拠する行為ルールの性格に関して無知であり、この秩序が主としてこうした経済学者によって研究されているということである。(Hayek [1973a]2021, 18-9／訳 (I) 11)

つまり、ハイエクにとっての問題は、現代社会においては社会科学の専門化が進んだがゆえに、「立法者の科学」という構想が構造的にほとんど不可能となっている現実である。実際、「原理の問題に解答を出すためには、経済理論は必要ではあるが、十分な道具でなく、経済学者は誰よりも政治学、法学、人類学、心理学、歴史学、そして何よりも哲学に通暁していなければならない。だからこそ、ハイエクは「経済学者でしかない経済学者は良き経済学者ではあり得ない」と述べる (Hayek [1963]1967, 267／訳 66)。

その意味で、ハイエクの社会科学は現代社会において「原理」の再建を目指すものであった。そして、それはヒューム、スミス以来の古典的自由主義の復興を意味した。ハイエクは第一に古典派経済学へ非難が向けられる要因となっている「レッセ・フェール」や J・ロックにおける政府の役割の「生命・自由・財産の保護」のみへの限定が現代社会においては、もはや「原理」たり得ないという前提から出発し、ケインズと同様に、ベンサムによる二分法、すなわち政府のなすべきこととなすべからざることの区別に立ち戻る (Hayek [1933]1991, 31／訳 21; Hayek [1946]1948, 17／訳 21)。この問題は、『隷従への道』(1944) や『自由の条件』(1960, 以下 CL) において、本格的に取り組みされることに

⁸⁾ 太子堂 (2005) によれば、ここで用いられている「立法の科学」はベンサム体系における「立法の科学」ではなく、K・ホーコンセンによって論じられたヒュームとスミスにおける「立法者の科学」と同義のものとして捉えられる。また、ハイエク全集においては当該箇所には編者註として Haakonssen (1981) への参照が要求されている (Hayek [1973a]2021, 19n)。

なるが、ハイエクは自由主義が無政府主義でないことを強調した上で、政府の役割として国防、司法、公共事業の施行にとどまらず、最低限の所得保障や強制加入保険制度の提案にまで踏み込んでいる（cf. Hayek [1960]2011, pt. 3）。

ハイエクが経済政策に関する政府の役割を肯定する論拠は、ヒューム、スミス、ミルに由来している。ハイエクによれば、古典派経済学の自由擁護論の前提は政策が法の支配に服しているということであり、「経済活動の自由とは法の下での自由であって、政府活動の不存在ではない」。政府の「干渉」や「介入」は法が一般的ルールによって保護を試みた私的領域の侵害のみを意味し、経済問題への政府の関与を意味しなかった。ハイエクによれば、スミスやミルにとっても、コモン・ローの一般的規則の施行、規則の変更、立法行為は、それらが無期限で、全ての人々に普遍的に適用される限りは、政府による介入ではなかった。重要な規準は、政策において追求される目的ではなく、採用される手段であり、特殊な目的の達成が意図された政府権力の行使のみが彼らにおいて、介入と解された。すなわち、「重要な点は政府活動の量よりもむしろその質」にある（Hayek [1960]2011, 329-331/訳（II）123-125）。その意味でハイエクの解釈に従えば、ヒューム、スミス、ミル、ハイエクのいずれもが現代における「小さな政府」論を唱えたことはなかった。

ヒュームについても、ハイエクは『人間本性論』（1739-1740）に依拠し、彼が政府の役割に関してスミスと立場を共有していたことを強調する。

〔ヒュームは〕後のアダム・スミスと同様に、「橋が架けられ、港湾が開かれ、城壁が築かれ、運河が穿たれ、艦隊が艤装され、軍隊が訓練されること」が政府に与えられた裁量権によってのみ可能であり、それが「どこについても、政府の配慮によるものである」ということを知っていた。「政府は、あらゆる人間的な脆弱性に制約された人々から形成されるが、想像し得る最も精緻かつ精妙な考案の一つによって、ある程度はこうしたあらゆる脆弱性から免れた構成物となる」（Hume [1739-1740]1890, II, 304/訳（四）133）。この考案とは、積極的な目的とそれ故に便宜的ルールが支配的となるような上記の役務において、政府が強制的権力を与えられていないだけでなく、平和、自由、正義という秩序の消極的条件を作り出すことにより、包括的な秩序を目指す同一の一般的かつ不変的なルールに制約されているということである（Hayek [1964]1967, 121/訳 96-97）

このように、ハイエクはヒューム、スミス、ミルといった古典派経済学の伝統に依拠し、一般的普遍的ルールとしての「原理」に従う限り、政府の役割はその範囲や大きさにかかわらず肯定されると主張した。

それでは、「原理」に従う政治はいかにして可能であるのか。それは、「意見（opinion）」に基づく政治の確立によってである。前述のように、ハイエクは自由な社会を「原理」が「世論」あるいは「意見」を支配する状態と考えていた。「意見」とは、あらゆる統治権力

の究極的な淵源であるが、D. フォーブズが指摘するように、「意見」それ自体は統治に対する消極的な牽制であって、統治を直接生み出す積極的な社会的な力ではない (Forbes 1975, 320/訳 435)。ハイエクもまた、意見は立法者の権力の根拠となる人々の支持を失わせしめるという消極的権力のみを有すると述べる (Hayek [1973a]2021, 122/訳 (I) 122)。「意見」とはそれ自体を具体的に説明することはできないが、他者の行動がある種の属性を備えているか否かに従い、それを是認したり、否認したりする一般的傾向のことである。「立法者」は、自らの立法活動がこうした属性を持つという期待を満たす限り、特定の内容に向けられた立法を行うことができる (Hayek [1973a]2021, 121/訳 121)。

一方、「原理」は、前述のように、元来、コモン・ローの判事が具体的な紛争の調停の中で発見するものであり、その判例は我々の期待を導くものとして機能する。経済学における「原理」もまた、我々にとって明白な事実からの推論の積み重ねであり、我々の期待に資するものである。つまり、「原理」は、社会科学的概念によって「意見」から知覚可能な状態に陶冶されたハイエクの言う意味での「知識」の一種とみなすことができ、我々は「原理」によって、社会現象のパターンを予測したり、説明したりすることが可能となる。そして、「立法者」はこうした「原理」を参照できるがゆえに、「意見」に基づく政治を行う能力を持ちうるのである。

しかし、現代の民主主義の下では、「意見」に基づく政治が不可能となっている。民主主義下における立法府は、人々の一般的な期待や利益の観点からではなく、特定の利害関係を持つ人々の支持を獲得するという観点から補助金、特権、特殊な便益等を特定の人々に付与してきた。つまり、民主主義の下では、多数派の「意志 (will)」の発露が一般的利益感覚としての「意見」と混同されているのである (cf. Hayek [1979]2021, chap. 12)。

この点は、CLにおける「意見」と「意志」の二分法の議論を参照することにより、一層明確となる。「原理」を導く「意見」と「便宜」を導く「意志」という二項対立自体はLLLにおいて採用されたものであるが、その発想自体はCLにおいて既に存在していた。CLでは「意見」は本質的に動的である一方、「意志」はある特定の時点における静態的な「意見」と理解されている。

政治屋あるいは政治家……は独創的であってはならず、自身の綱領を大多数の人々によって抱かれる意見から形成することが必要である。……民主主義における彼の役割は、大多数の人々によって抱かれる意見が何であるかを見つけることにあり、遠い将来に多数的見解となるかもしれない意見を流布することではない。／政治的問題に関する決定を支配する意見の状態は、常に緩慢な進化の結果であり、それは長期間に及び、多くの様々な段階で進行する。新しい観念は少数者に始まるものであり、漸進的に普及して初めてその起源を知らない多くの人々が所有するところのものとなる。

(Hayek [1960]2011, 177/訳 (I) 157-158)

一方で、こうした観念の普及に際しては、科学的知見の場合と同様に、専門的に抽象的な観念を論じる人々が大きな役割を果たす。実際、政府の指導者を含む全ての人はこうした知見を専門家から獲得する。ハイエクによれば、自由主義の信条は、観念こそが、それゆえ新しい観念を流布させる人々が進化を支配し、そうした進化の過程は首尾一貫した概念に支配されなければならないという信念によって成り立っているのである (Hayek [1960]2011, 178/訳 (I) 158)。そのため、前述のように、ハイエクにおける「立法者の科学」が経済学と法学を土台とする政治学だと考えれば、「意見」形成の任務を担うのは、経済学者、法律家、政治哲学者ということになる。その意味で、ハイエクはこうした社会科学における専門家は決して多数派に迎合してはならず、自身の学説と多数派の支持が一致する場合には、自説の正当性を疑わなければならないとまで述べる (Hayek [1944a]1991, 45-46/訳 40-41; Hayek [1960]2011, 181/訳 (I) 162)。

一方で、ハイエクはミルやケインズと同様に、現在の思考様式は全て過去の思想家に依拠していると述べており (Hayek [1960]2011, 178-179/訳 (I) 158-159)、自由主義を回復するために政治哲学者が果たすべき役割として一貫して「同一不変の一般原理」(スミス)を擁護することによって「原理」の立場を世論に普及させることを挙げており (Hayek [1960]2011, 533/訳 (III) 212)、これにより、自由社会の条件としての「原理」が「意見」を支配するという状態が完成し得る。

しかし、ハイエクは、ここで一つのパラドクスに直面する。民主主義の下では、「政治家あるいは政治屋」(スミス)は、得票率の最大化というインセンティブを持つために、その時々によって異なる静態的な「意見」(=「意志」)のみに左右され、長期的な進化過程にある「意見」に配慮する能力を持たない。しかし、政治哲学者は「意見」形成の基礎をなす自由主義の「原理」の再発見と再建に従事するが、それを大衆に訴求する綱領へと翻案するためには、「政治家あるいは政治屋」にゆだねざるを得ない (Hayek [1960]2011, 533/訳 (III) 212)。つまり、CLを著した1960年時点では、ハイエクは現代社会において「意見」を形成する総合的な社会学者を構想するところまでは到達したが、「意見」に基づいて政治を行うこと能力を有する「立法者」の具体像を構想するまでには至らず、その存在についても悲観的であった。

IV 現代に甦る「立法者の科学」

1 ユートピアとしての自由社会

ハイエクは、社会主義がここまでの成功を遂げた要因として社会主義が知識人に対してユートピアを提示することができたことを挙げている。これに対して、自由主義は一般原理の思索を通じた自由社会の哲学的基礎付けをその専らの課題とする。そのため、自由主義は、既存の体制を受け入れることを前提とするが、こうした消極的姿勢から自由主義者は、より大胆な思索を好む知識人にとっては現状維持を擁護する臆病者として、実務家

にとっては非実用的な単なる理論家として映ってしまった (Hayek [1944b]1967, 192/訳 22)。したがって、ハイエクは現代社会において、自由主義を再建するためには、「自由主義のユートピア、つまり単なる現状の擁護でも稀釈された社会主義でもなく、(労働組合を含む)強者に容赦をしない真に急進的な自由主義」を確立することが不可欠であり、そのような自由主義は実際的過ぎてはならず、政治的実現可能性によって制約されるものであってはならないと主張した (Hayek [1944b]1967, 194/訳 26)⁹⁾。

しかし、CLにおいては、自由主義のユートピア構想については抑制的であり、その意味では、CLにおけるハイエクの「立法者の科学」は未完成である。先述のように、CLにおいては、自由主義が回復されるためには、政治哲学者がそれを可能にする「原理」の再構築に取り組むことを通じて、世論に影響を与えなければならないと結論付けられている。一方で、CLの序論において、ハイエクは、ヒュームを参照しながら、「私は、私たちの世代がどんな種類のものにせよ、完全主義こそがしばしばどの程度であれ社会が達成してきた良識を破壊してきたことを知っていてほしい」と述べており (Hayek [1960]2011, 54/訳 (I) 16-17)、性急な改革志向を諷めている。もちろん、ハイエクが下記のような形でヒュームとスミスを引用するように、ハイエク、ヒューム、スミスの思想においては、こうした改革批判は極めて重要な位置を占める。

かの完全性を希求する大いなる哲学的努力は、偏見と誤謬を変革するという口実の下、あらゆる心の中で最も崇敬される感情や人間という被造物を支配することができるあらゆる最も有益な心理的傾向や本能を破壊してしまう。……幸福や完全性を精巧に求めることによって、受け入れられている行為や品行の格率から離れすぎるべきではない。(Hume [1777]1987, 539, 542/訳 434, 436, cited in Hayek [1960]2011, 54n/訳 (I) 190)

体系の人は……偉大な社会 (great society) におけるそれぞれ異なる構成員の配置をチェス盤上のそれぞれ異なる駒の配置と同じぐらい容易に決めることができると想像しているように思われる。体系の人はチェス盤上の駒が手が与えるもののほかには運動原理を持たないが、人間社会という偉大なチェス盤においては全ての個別の駒がそれ自体の運動原理を有しており、それは立法府が付与しようとする運動原理とは全く異なるということに思いが至らないのである。これら二つの原理が一致し、同じ方向で作用するとすれば、人間社会というゲームは円滑かつ調和的に進行し、幸福かつ上首尾である可能性が高い。両者が相反するか、異なっているとすれば、ゲームは悲惨のうちに進行し、社会は始終この上ない無秩序に陥るに違いない。(TMS. VI. ii. 2. 17/訳 430-431, cited in Hayek [1976]1991, 121-122/訳 106)

⁹⁾ この点に関する詳細は、下村 (2025) を参照。

しかし、ヒュームとスミスは決して現状肯定に汲々する保守主義者ではない。ホーコンセンは、「体系の人」批判の記述を踏まえた上で、スミスが人々を真の公共精神に導くためには、政治における空想的美学が重要な役割を果たすことも強調していたことを指摘する (Haakonssen 1981, 91/訳 146)。具体的には、スミスの「注意深く均整のとれた一般的政治的思考の役割に関する見解は、ヒュームが「理想共和国に関する一案」の冒頭において案出したものと著しく類似しており、ヒュームと同様スミスも自らの作品の適切な視角としてそれを採用した」のである。そして、WN において、スミスは、アメリカ植民地との合邦を現実的にはユートピア的性格を有した不可能な提案であることを承認した上で、理論的に意義があるものとして支持したのである。実際、スミスが自由貿易の大英帝国における実現可能性をユートピアとみなしたのもその一環であった (Haakonssen 1981, 93/訳 148)。

D・ウィンチもまた、ヒュームにおいては国家の立法者と偉大な建国者という観念が依然として残存していたとするフォーブズの主張 (Forbes 1975, 316–319/訳 430–435) に従い、スミスも限りなく近い立場にあったと述べている (Winch 1978, 159/訳 193)。つまり、ヒュームにおいてもスミスにおいても「公共精神 (public spirit)」を持つ有徳な「立法者」の存在が前提とされていた。それでは、ハイエクにおいてはどうかだろうか¹⁰⁾。

2 「立法者の科学」の最後のピースとしての議会改革論

先述のように、ハイエクは自由主義の再建のためには、ユートピアを示すことが必要であることを強調した一方で、CLにおいては、自由主義を可能にする制度的な提案についてはほとんどなされなかった¹¹⁾。しかし、LLL においては、一転して当初の問題へ立ち戻っている。この点について、ハイエクは、「[CLでは] 既存のタイプの政府が自由を維持しようとするならば従わなければならない原理を述べるにとどめた」が、「現行制度がそれを不可能にしているという認識が増大するにつれて、魅力的なだけで実行不可能な観念であると当初は思われたものへの傾倒がますます進み、ようやくユートピアにおける奇妙さが焼失し、このユートピアこそが自由主義的立憲主義の創設者たちがなし得なかった問題の唯

¹⁰⁾ C・ペッツォーラは、ヒュームとスミスを自生的秩序論の先駆者とするハイエクの主張を批判するが、その理由は次の通りである。つまり、ヒュームについては、政府が私的所有に関するルールを実効たらしめるために意図的に導入されたとする説明 (Petsoulas 2001, 137) を、スミスについては、「見えざる手」による社会的調和を可能にする前提としてスミスが「公共精神の持ち主」による制度設計が必要であるという主張 (Petsoulas 2001, 174) をハイエクは無視しているためである。

¹¹⁾ もっとも、嶋津 (1985, 239) によれば、「立法院」と「行政院」の分割という二院制のアイデア自体は、CLにおいてもごく簡単に示唆されていた。

一の解決策に見えてきた」と述べている (Hayek [1973a]2021, 18/訳 (I) 10)。

ここでハイエクが自らの議会改革論という制度的提案をモンテスキュー、ヒューム、スミスといった「自由主義的立憲主義の創始者たちがなし得なかった問題」の解決策と位置付けており、その意味で言えば、ハイエクは自らの議会改革論をヒューム、スミス以来の「立法者の科学」の完成形とみなしていたことになる。先述のように、CL執筆時においては、ハイエクは現代社会における「立法者」の存在に関して悲観的であったが、LLL においては、自らの「立法者の科学」を完成させることにより、「立法者」による政治体制の実現可能性が最大化されると考えていた。実際、ハイエクはヒュームとスミスに依拠しながら、次のように述べている。まず、ヒュームに関して

このユートピアの詳細のさらなる探究によって皆さんをいら立たせてはいけません。しかし、真に立法的な議会を行政機関から分離できる可能性を熟考することによって得られた新たな機会を吟味することは、私にとって魅力的であり、学ぶべき点も多いものであったということも告白しなければなりません。皆さんは正しくも、もし私がそれをユートピアと呼ぶことで、近い将来にそれが実現可能だとは信じていないことを認めているならば、そのようなユートピアの建設の目的は何であるのかと、問いかけることになるでしょう。私はデイヴィッド・ヒュームのエッセイ「理想共和国に関する一案」の言葉でお答えいたしましょう。「あらゆる事柄について、その種類の最も完全なものを知っておくことは有益であるに違いない。というのは、私たちは社会に大きな混乱をもたらさない穏健な修正と改革によって可能な限り現実の政体や政府の形態をそれに近づけることができるからである」(Hume [1777]1987, 513-514/訳 415)。(Hayek [1973b]1978, 118/訳 262-263)¹²⁾

次にスミスに関して

ある程度まで指針となる包括的秩序モデルが常に既存の状況から隔たった近似に過ぎず、多くの人々が完全に実現不可能とみなすユートピアであることは否定できない。だが、同じ原理を一貫して適用することによって実現されうる内的に整合性のあるモデルの指針となる構想を掲げ続けることによってのみ、機能する自生的秩序にとって効果的な枠組みのようなものが達成される。アダム・スミスは、「貿易の自由が大英帝国において実際に完全に回復することを期待することは、大英帝国にオシアナやユートピアが建設されることを期待するのと同じぐらいにばかげている」(WN. IV. ii. 43/訳

¹²⁾ 本引用文は、LLL からのものではないが、ヒュームの「理想共和国に関する一案」からの同様の引用は、LLL 第3巻第17章のエピグラフにみられる(Hayek [1979]2021, 462/訳 148)。

(II) 146) と考えた。だが、ほとんど彼の著作〔WN〕のおかげで、自由貿易は70年後に実現されたのである。(Hayek [1973a]2021, 89/訳 (I) 85-86)

一方で、ここで問題となるのは、スミスにおける「体系の人」批判との関係である。上記引用は、「アダム・スミスのメッセージ」という「デイリー・テレグラフ」(1976年3月9日付)掲載の記事からのものであるが、この記事において、ハイエクはスミスが「体系の人」批判を「設計主義的合理主義」の予見であったと評価している(Hayek [1976]1991, 121/訳 106)。LLLにおいても、第1巻第2章のエピグラフに同様の引用がなされるが、ここでの「体系の人」批判の位置づけはより中立的である。ハイエクは、それを、諸要素の意図的な配置と対比される「偉大な社会 (great society)」の自生的秩序概念、諸要素に内在するルール(運動原理)と立法によって諸要素に課されるルールが一致する場合と対立する場合の区別、この二つの種類のルールが調和の状態にあれば、円滑に運ぶが、対立していれば、無秩序を生じさせるゲームとしての社会的過程の解釈に関する概念規定として理解している(Hayek [1973a]2021, 56n/訳 (I) 198)。

実際、ハイエクにとっての問題は、組織の規則としてのテシスが自生的秩序における法としてのノモスの領域にまで拡張されてしまうことにあるが、ハイエクにおいても、テシスがノモスに従っている限りは全く問題ない(cf. Hayek [1973a]2021, chap. 6)。つまり、ハイエクは「体系の人」批判を単なる設計主義的合理主義批判としてではなく、人間という個々の駒が有している運動原理としてノモスと駒を動かす手が与える運動原理としてのテシスとの関係として認識しているのである。もちろん、後者が前者を支配し、両者の運動原理が一致しない場合は、設計主義的合理主義が支配的な状態に該当する。それゆえ、「デイリー・テレグラフ」の記事における設計主義的合理主義批判としての「体系の人」批判の引用は、この例を示した特殊ケースに過ぎない。

この点を踏まえれば、ハイエクの思想体系とウィンチやホーコンセンが示した政治における空想的美学を擁護するスミス像は対立するものではないことがわかる。すなわち、ハイエクにとって CL において示された自由主義の「原理」を政治的に実現することは、現行の体制において不可能であったために、「政策と法律との完全化というある一般的な、体系的でさえある考え」としての「立法者の科学」を示すことが不可欠となったのである。もちろん、LLL は「自由人の社会が維持されうるための基本原理を、徹底的あるいは包括的に説明することを目的としたものではなく、CL を補完する形で著された著作である(Hayek [1979]2021, 7/訳 (III) 5-6) が、それは、先述のように、議会改革論はモンテスキュー、ヒューム、スミスにおける「立法者の科学」が残した課題に対する応答であった。つまり、二院制の確立によって、「公共精神」を持つ有徳な「立法者」を、特定の利害ではなく、「意見」を代表する議員として選び出すことが可能となり、これこそがハイエクが理論経済学から出発し、最終的にたどり着いた知識人に提示すべき自由主義のユートピ

ア像であった¹³⁾。

V 結論

以上より、ハイエクにおける「立法者の科学」は次の 3 つの特徴を備えていると言える。

- ① 「立法者」はあらゆる利害関係から独立し、「原理」に従って政策決定を行うこと
- ② 経済学と法学を土台とする政治学と哲学によって「意見」から「原理」が導出されなければならないということ
- ③ 自由主義のユートピアとして、その政治的な実現可能性とは一切関係なく、一貫したモデルとして提示されなければならないということ

ハイエクは、1930 年代以降の全体主義、社会主義、福祉国家論の亢進と自由主義の凋落という現実において、自由主義における「原理」に基づく政治を再建させるために、ヒュームとスミスによる「立法者の科学」に早くも 1930 年代において立ち返ることになった。実際、ハイエクの意図は、「もし古い真理を人々の心裡にとどめておこうとするならば、後に続く世代の言葉と概念をもってそれを繰り返し論じる」必要 (Hayek [1960]2011, 47/訳 (I) 7-8) から、ヒュームとスミスの「立法者の科学」を現代の言葉で再述することに存在した。

しかし、現代における問題は、「立法者の科学」に従う政治的立場を指し示す適切な名称が現代においては既に存在しないということである。ハイエクによれば、ヒュームとスミスの時代にはホイッグ党がその立場を代表していたが、フランス革命以降、ホイッグ党は合理主義的、国家主義的、社会主義的影響を過度に被る結果となった。とはいえ、その中であっても、E・バークは、旧ホイッグ党員として「原理」に基づく政治を擁護し続けた。こうした事実を踏まえ、ハイエクはバークの思想的後裔として自らの立場を「旧ホイッグ」と位置付けることになる (Hayek [1960]2011, 523, 530ff/訳 198, 207 以下)¹⁴⁾。

¹³⁾ R. ハモウイーは、リバタリアンの立場から自由の保護のためには、権利論によって、政府からの不可侵の領域をあらかじめ定めることが必要であると主張し、ハイエクの議会改革論は政府介入を容認する点で、従来の議会制と本質的に変わるところはないと批判する (Hamowy 1982)。一方、ハイエクにおいては、権利は人々の間に存在する「意見」の中から具体的な紛争調停や立法行為によって、明確になるものであり、あらかじめ理論化されうるものではない。そのため、ハモウイーが指摘するような権利の領域を確定する意味でも、上院として「立法院」の役割が重要となる。

¹⁴⁾ もっとも、ハイエクのバーク読解に関する問題点については、Collins (2022)、中澤 (2015) を参照。

したがって、「原理」に基づく政治を現代において再建するためには、ヒュームとスミスのような「原理」の整備に取り組む総合的な社会学者の存在とあらゆる利害関係と独立に「原理」のみに従う「立法者」の存在が不可欠となる。ハイエクは、1933年にLSEに赴任した時点において、既に「原理」に基づく政治の再興のためには、経済学と政治哲学が不可分でなければならないことを認識していた。この前提があり、ハイエクは、1940年代以降、法学も視野に収めた総合的な社会学者として再出発を果たすことになる¹⁵⁾。その後、自由主義を基礎づける「原理」の再述については、1960年のCLにおいて一応の完成を見ることになったが、「立法者」を生み出す体制という問題についてはほとんど手つかずの状態にあった。ハイエクは、自由主義がユートピア思想たらんことを強調したが、本来的に漸進的改革を志向する自由主義が同時に急進主義であることは困難であるため、CLにおいては、そのような制度的改革案を提示することはできなかった。それでもなお、CLの執筆は、ハイエクをして現行の体制の限界を認識させ、議会改革論の提案へとハイエクを向かわせることになり、それによって、ハイエクの「立法者の科学」は一応の完成を見た。

しかし、残る問題として、「立法院」議員に値する「立法者」と社会学者の間のあるべき関係性が明らかでないということが挙げられる。例えば、英サッチャー政権の経済政策に大きな影響を与えたのは、Institute of Economic Affairs (IEA), Centre for Policy Studies (CPS), Adam Smith Institute (ASI)などの市場主義的シンクタンクであり (Desai 1994)、チリのピノチェト政権下で経済政策の形成・実施に中心的役割を果たしたのは、シカゴ大学で訓練を受けたチリ人経済学者を中心とするいわゆる「シカゴ・ボーイズ」であった。これらの政権に関わった経済学者が果たしてハイエクが言う意味での「原理」を「立法者」に提示する社会学者であったかは、大いに検討の余地がある。とはいえ、この論点については、紙幅の関係上、別稿に期したい。

参考文献

- Bonar, J. 1922. *Philosophy and Political Economy in Some of their Historical Relations*. London: G. Allen & Unwin.
- Caldwell, B. J. 1988. Hayek's Transformation. *History of Political Economy* 20(4): 513–541.
- Collins, G. M. 2022. Spontaneous Order and Civilization: Burke and Hayek on Markets, Contracts and Social Order. *Philosophy and Social Criticism* 48(3): 386–415.

¹⁵⁾ 1930年代の理論経済学者ハイエクと1940年代以降の社会哲学者ハイエクとの関係については、ハイエクの「転換問題」として議論が続いているところである。詳細は、Caldwell (1988)、原谷 (2014)、吉野 (2014)、石井 (2024b) 等を参照。

- Desai, R. 1994. Second-Hand Dealers in Ideas: Think-Tanks and Thatcherite Hegemony. *New Left Review* 203: 27–64.
- Forbes, D. 1975. *Hume's Philosophical Politics*. Cambridge: Cambridge University Press. 田中秀夫監訳『ヒュームの哲学的政治学』昭和堂, 2011。
- Haakonssen, K. 1981. *The Science of a Legislator: The Natural Jurisprudence of David Hume and Adam Smith*, New York: Cambridge University Press. 永井義雄・鈴木信雄・市岡義章訳『立法者の科学——デイヴィッド・ヒュームとアダム・スミスの自然法学』ミネルヴァ書房, 2001。
- Hamowy, R. 1982. The Hayekian Model of Government in an Open Society. *The Journal of Libertarian Studies* 4(2): 137–43.
- Harris, J. A. 2015. *Hume: An Intellectual Biography*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Hayek, F. A. [1929a]1991. Hermann Heinrich Gossen. In Hayek 1991, 352–371.
- . [1929b]1991. Genesis of the Gold Standard in Response to English Coinage Policy in the 17th and 18th Centuries. In Hayek 1991, 127–154.
- . [1933]1991. Trend of Economic Thinking. In Hayek 1991, 17–34. 「経済学的考え方の変遷」古賀勝次郎監訳・小浪充ほか訳『経済学論集』（ハイエク全集第II期第6巻）春秋社, 2009, 5–25。
- . 1935. *Prices and Productions, 2nd edition*. London: George Routledge and Sons. 谷口洋志ほか訳『価格と生産』（ハイエク全集第I期第1巻）, 春秋社, 1988, 133–267。
- . [1944a]1991. On Being an Economist. In Hayek 1991, 35–48. 「経済学者になるということ」『経済学論集』（ハイエク全集第II期第6巻）春秋社, 2009, 27–44。
- . [1944b]1967. The Intellectuals and Socialism. In Hayek 1967, 178–94. 「知識人と社会主義」尾近裕幸訳『社会主義と戦争』（ハイエク全集第II期第10巻）春秋社, 2010。
- . [1946]1948. Individualism: True and False. In Hayek 1948, 1–32. 「真の個人主義と偽りの個人主義」『個人主義と経済秩序』（ハイエク全集第I期第3巻）, 春秋社, 1990, 5–46。
- . [1947]1948. “Free Enterprise and Competitive Order.” In Hayek 1948. 「「自由」企業と競争的秩序」『個人主義と経済秩序』（ハイエク全集第I期第3巻）, 春秋社, 1990, 147–62。
- . 1948. *Individualism and Economic Order*. Chicago: The Press of Chicago University. 嘉治元郎・嘉治佐代訳『個人主義と経済秩序』（ハイエク全集第I期第3巻）, 春秋社, 1990。
- . [1954]1967. History and Politics. In Hayek 1967, 201–215. 「政治と歴史」山中優監訳・田総恵子訳『政治学論集』（ハイエク全集第II期第5巻）, 春秋社, 2009, 161–83。
- . [1960]2011. *The Constitution of Liberty: the definitive edition*. edited by R.

- Hamowy. London; New York: Routledge. 気賀健三・古賀勝次郎訳『自由の条件 I-III 〈普及版〉』, 春秋社, 2021。
- . [1963]1967. “The Economy, Science, and Politics.” In Hayek 1967, 251–269. 「経済, 科学, そして政治」『経済学論集』(ハイエク全集第 II 期第 6 卷) 春秋社, 2009, 45–69。
- . [1964]1967. “The Legal and Political Philosophy of David Hume.” In Hayek 1967, 106–121. 「デイヴィッド・ヒュームの法哲学と政治哲学」八木紀一郎監訳・中山智香子ほか訳『思想史論集』(ハイエク全集第 II 期第 7 卷), 春秋社, 2009, 77–102。
- . 1967. *Studies in Philosophy, Politics, and Economics*, London & Chicago: The University of Chicago Press.
- . [1973a]2021. *Rules and Order*, in Hayek 2021, 16–178. 矢島鈞次・水吉俊彦訳『法と立法と自由 I——ルールと秩序』(ハイエク全集第 I 期 8 卷), 春秋社, 1998。
- . [1973b]1978. “Economic Freedom and Representative Government.” In F. A. Hayek. 1978. *New Studies in Philosophy, Politics, Economics and the History of Ideas*. Chicago: The University of Chicago Press, 105–118. 「経済的自由と代議制政体」『政治学論集』(ハイエク全集第 II 期第 5 卷), 春秋社, 2009, 247–63。
- . [1976]1991. Adam Smith (1723–1790): His Message in Today’s Language. In Hayek 1991, 119–122. 「アダム・スミスのメッセージ」『思想史論集』(ハイエク全集第 II 期第 7 卷), 春秋社, 2009, 103–107。
- . [1979]2021. *The Political Order of a Free People*, in Hayek 2021, 357–538. 渡部茂訳『法と立法と自由 III——自由人の政治的秩序』(ハイエク全集第 I 期 10 卷), 春秋社, 1998 年。
- . 1991. *The Trend of Economic Thinking*, edited by W. W. Bartley III and S. Kresge. Indianapolis: Liberty Fund.
- . [1973–1979]2021. *Law, Legislation, and Liberty: A New Statement of Liberal Principles of Justice and Political Economy*, edited by J. Shearmur. Chicago: The University of Chicago Press.
- Hume, D. [1739–1740]1890. *A Treatise of Human Nature*. Edited by T. H. Green and T. H. Grose, 2 vols., New ed., London; New York: Longmans, Green and Company. 大槻春彦訳『人性論』全四冊, 岩波文庫, 1948–52。
- . [1777]1987. *Essays, Moral, Political, and Literary*. Edited by E. F. Miller, revised edition. Indianapolis: Liberty Fund. 田中敏弘訳『ヒューム 道徳・政治・文学論集 [完訳版]』名古屋大学出版会, 2011。
- Müller, J-W. 2015. What, if anything, is Wrong with Hayek’s Model Constitution? In D. Dyzenhaus and T. Poole, eds. *Law, Liberty and State: Oakeshott, Hayek and Schmitt on the Rule of Law*. Cambridge: Cambridge University Press.

- Petsoulas, C. 2001. *Hayek's Liberalism and its Origins: His Idea of Spontaneous Order and the Scottish Enlightenment*. London; New York: Routledge.
- Shearmur, J. 1996. *Hayek and After: Hayekian Liberalism as a Research Programme*. London; New York: Routledge.
- Smith, A. [1790]1976. *The Theory of Moral Sentiments*. Edited by D. D. Raphael and A. L. Macfie. Oxford: Clarendon Press. 高哲男訳『道徳感情論』講談社, 2013。
- . [1776]1976. *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*. Edited by R.H. Campbell, A.S. Skinner, and W.B. Todd. Oxford: Clarendon Press. 大河内一男監訳『国富論 I-III』中央公論新社, 1978。
- Stewart, D. [1793]1980. Account of the Life and Writings of Adam Smith, LL. D. In A. Smith. *Essays on Philosophical Subjects with Dugald Stewart's Account of Adam Smith*. Edited by I. S. Ross. Oxford: Clarendon Press, 269–351. 福鎌忠恕訳『アダム・スミスの生涯と著作』御茶の水書房, 1984。
- Winch, D. 1978. *Adam Smith's Politics: An Essay in Historiographic Revision*. Cambridge: Cambridge University Press. 永井義雄・近藤加代子訳『アダム・スミスの政治学』ミネルヴァ書房, 1989。
- 石井元基. 2024a. 「F・A・ハイエクにおける「自生的秩序」と「共感」——『感覚秩序』を手掛かりに」『社会思想史研究』48: 104–23.
- . 2024b. 「1930年代初期ハイエクにおける経験主義的契機」『経済学史研究』66(2): 36–62。
- 上村剛. 2023. 「立法府は立法権を行使しているか?——ハイエクの権力分立論と思想史理解の変遷」『年報政治学』74(1): 202–224.
- 嶋津格. 1985. 『自生的秩序——F.A.ハイエクの法理論とその基礎』木鐸社。
- 下村晃平. 2025. 『ネオリベラリズム概念の系譜——1834–2022』新曜社。
- 太子堂正称. 2005. 「ハイエクにおける『立法者の科学』」『経済論叢』176(5–6): 678–95。
- 中澤信彦. 2015. 「ハイエクはバークをどのように読んだのか?——ハイエクの保守主義観の特質と意義」『経済論集』64(3–4), 249–271。
- 原谷直樹. 2014. 「ハイエクの社会科学方法論——転換問題を越えて」桂木隆夫編『ハイエクを読む』ナカニシヤ出版, 89–114。
- 吉野裕介. 2014. 『ハイエクの経済思想——自由な社会の未来像』勁草書房。
- 渡辺恵一. 2008. 「『立法者の科学』としての経済学——アダム・スミスにおける啓蒙と経済学」田中秀夫編『啓蒙のエピステーメーと経済学の生誕』京都大学学術出版会, 217–53。